

福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱

1 目的

本補助金は、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、福岡市内における地域を基盤とする老人クラブ(以下「クラブ」という。)の円滑な活動と運営を助成することを目的とする。

2 通則

補助金の交付は、「福岡市補助金交付規則」(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)によるほか、本要綱により実施することとする。

3 補助対象クラブ

本要綱による補助金交付の対象(以下「補助対象クラブ」という。)は、「福岡市老人クラブ運営基準」を全て満たすクラブとする。なお、補助対象クラブは公募により募集する。

4 暴力団の排除

- (1) 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- (2) 市長は、補助対象クラブの会員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - ① 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ② 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 市長は、補助対象クラブが前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (4) 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、代表者の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

5 対象期間

補助金交付の対象となる期間は、4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

6 補助事業

- (1) 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象クラブが行う社会奉仕活動、生きがいを高める活動、健康増進活動及びこれらの活動を実施するための会議等とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- ① 営利を目的とする活動
 - ② 宗教活動
 - ③ 政治宣伝活動・選挙活動
 - ④ その他、補助事業としてふさわしくないと市長が認めるもの

7 補助対象経費

補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を行うために必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料とする。ただし、需用費のうち食糧費については別表1のとおりとし、別表2に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については補助対象外とする。

8 補助金の額

- (1) 補助金の額は、本市予算の範囲内で、1クラブあたり年額57,600円を限度とする。年度の中途に申請があった場合には、一月あたり4,800円（年額を12で除した額）に補助対象月数を乗じて得た額を限度とする。
- (2) 補助金の額は、申請があった日の属する月の翌月分から算定する。ただし、前年度から継続して活動している老人クラブの4月の申請にあっては、当月分から算定する。

9 交付申請

補助金の交付を受けようとするクラブは、「補助金交付申請書」（様式第1号）に「老人クラブ活動事業補助金調書」（別紙1）を添付のうえ、事業計画及び収支予算を明らかにして、補助を受けようとする年度の4月1日から4月15日までの開庁日に、市長に提出して申請を行わなければならない。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。

また、新規結成のクラブについては、結成届（別紙2）をあわせて提出しなければならない。

10 交付決定

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象クラブに通知するものとする。

11 補助金の交付時期等

補助金は、交付決定後、規則第17条第1項ただし書きにより一括して事前に支払うことができるものとする。

12 届出

補助金交付申請後、次のいずれかに該当する事由を生じたクラブは、その事由の生じた日から10日以内に市長へ届出を行わなければならない。

(1) 変更届（別紙3）

- ア 会長又はクラブ名を変更したとき
- イ 活動内容を大きく変更したとき

(2) 解散届（別紙4）

- ア クラブが解散したとき

13 実績報告

補助金の交付を受けたクラブは、事業完了後15日以内又は解散届を提出する際に規則第14条に定める「実績報告書」（様式第4号）及び本要綱に定める「老人クラブ活動事業実績調書」（別紙5）を提出しなければならない。

14 補助金額確定等

市長は、実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書（様式第5号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象クラブに補助金確定通知書（様式第6号）より通知するものとする。

15 補助金の返還等

市長は確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときはその満たない額について返還させることを決定し、「老人クラブ活動費返還通知書」（別紙6）により期限を定めて返還するよう通知するものとする。

16 関係書類の整備

補助対象クラブは、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

17 施行の細目

この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 本要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、事業の必要性を検討した上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 本要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、事業の必要性を検討した上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 本要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、事業の必要性を検討した上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 本要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、事業の必要性を検討した上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 食糧費

経費区分	内容
食糧費	食糧費は補助対象外とする。ただし、事業実施のために必要な弁当代、茶菓代は必要最小限の範囲で補助対象とする。

別表2 対象外経費

内容等	例
単なる娯楽事業及びそれらに供する旅費、飲食費	飲酒を伴う親睦会や旅行、忘年会等
実施主体が老人クラブ以外の事業に係る経費（ただし、地域の行事への参加等、老人クラブが自らの活動の一環として行うものについてはこれに含まない。）	
社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人負担とすることが適当であるもの（史跡への拝観料、保険料等） ・ 個人の利益となるような物品等にかかる経費（ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、料理教室の食材費等はこれに含まない。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員への報酬、手当 ・ 友愛訪問に係るもの ・ 福岡市福祉バスを利用した場合の老人クラブ負担分利用料 ・ 市老連、区老連への会費 ・ 慶弔費及び寄附 等

福岡市老人クラブ運営基準

(令和5年4月1日改正)

1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かして社会に貢献するため、多様な社会活動を行うとともに、高齢者自身はその活動を通じ、生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、クラブ活動が円滑に行われるため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の本市内の同一小地域内に居住する者とする。

ただし、同一小地域で組織することが困難と認められる場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね30人以上とする。

(4) 老人クラブの会員の互選により、会長及び会計を置くとともに必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 老人クラブの運営は、会則を定めて行われるものとする。

(3) 会員はクラブ活動費に充てるため、原則として定期的に会費を納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合に、会則等により会費の減額等を行うことができるものとする。

また、町内会からの助成金等の自主財源がある場合は、会費を納入しないことができるものとする。

4 活動

(1) 老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行うものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、10人以上の会員が常時参加するものとする。ただし、酷暑期及び厳寒期、雨天・台風・降雪等の荒天、感染症の流行などの状況による場合においては、この限りではない。

5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

年度 補助金交付申請書

年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

申請者の団体名、会長名及び住所等

校 区 名 _____ 校 区 _____ クラ ブ 名 _____

(会長名) フリガナ _____

会 長 名 _____

生 年 月 日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電 話 番 号 (自宅) _____ (携帯) _____

住 所 福岡市 _____ 区 _____

当老人クラブは、福岡市老人クラブ運営基準に基づく運営・活動を行っています。
老人クラブ活動事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則
のほか福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱を承知のうえ、関係書類を添えて下
記のとおり申請します。

なお、補助要件を欠くに至った場合は速やかに届け出を行うとともに、補助対象外
となる補助金を返還いたします。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	老人クラブ活動事業
2 交付を受けようとする補助金の額	金 57,600円
3 申請者の営む主な事業	老人クラブ活動事業
4 補助事業の目的及び内容	高齢者福祉増進のため行う 地域活動等の老人クラブ活動
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	老人クラブ活動事業補助金 調書のとおり
6 その他	事業の円滑な執行のため前金払でお願いします。

年度 活動事業補助金調書

1. 収支計画

(1) 収入の部

区 分	内 容	金 額
繰 越 金	前年度 (年度) からの繰入	(ア) 円
会 費	会費 円×会員 人× 月 (会費免除会員数 人)	(イ) 円
市 補 助 金	福岡市老人クラブ活動事業補助金	(ウ) 57,600円
その他 ※助成金(上記以外の市補助金 や町内会からの助成金など)、 寄付金、利息収入など	内容を記載してください	(エ) 円
合 計		(ア+イ+ウ+エ) 円

(2) 支出の部

区 分	金 額
補 助 対 象 経 費	(A) 円
補助の対象とならない経費 (ない場合は0円)	(B) 円
合 計	(A+B) = (ア+イ+ウ+エ) 円

2. 活動事業計画

社会奉仕活動・生きがいを高める活動・健康増進活動や、活動を話し合う会議について記載してください（補助対象外の活動は記載しないでください）。

時 期	活 動 事 業 計 画 名	参加予定者数※ (実人数)
4月		人
5月		人
6月		人
7月		人
8月		人
9月		人
10月		人
11月		人
12月		人
1月		人
2月		人
3月		人

※毎月の参加予定者数は、延べ人数ではありません。

同じ方が、同じ月の複数の活動に参加するときは、参加予定者数を1人として数えます。

老人クラブ結成届

年 月 日

あて先) 福岡市長

校区名 _____ 校区 _____ クラブ名 _____

会長名 _____

電話 (自宅) _____ (携帯) _____

住 所 福岡市 _____ 区 _____

このたび、老人クラブを結成しましたのでお届けします。

記

1 結成年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 会 員 数 : _____ 人

3 会 費 : 一人あたり年額 _____ 円 (_____ 円 × _____ 月分)

4 役 員 : 会 長 _____

副会長 _____

会 計 _____

5 結成の趣旨その他特記事項 : _____

6 添付書類

(1) 老人クラブ会則

(2) 老人クラブ会員名簿

年度老人クラブ活動事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった老人クラブ活動事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名 老人クラブ活動事業

2 補助決定金額 金 円

3 補助金交付予定時期 年 月

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

老人クラブ変更届

年 月 日

福岡市長 様

校区名 _____ 校区 _____ クラブ名 _____

会長名 _____

電話（自宅） _____ （携帯） _____

住 所 _____ 福岡市 _____ 区 _____

このたび、（会長・クラブ名・会員数・活動内容）が変更になりましたので下記のとおり届けます。

記

変更の項目	旧	新
会長名	(歳)	(歳)
クラブ名		
会員数	人	人
活動内容		
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

年 月 日

老人クラブ解散届

福岡市長 様

校区名 _____ 校区 _____ クラブ名 _____

会長名 _____

電話 (自宅) _____ (携帯) _____

住 所 _____ 福岡市 _____ 区 _____

このたび、下記の理由により解散することになりましたのでお届けします。

記

1 結成年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 解散年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 解散の理由 : _____

年度事業実績報告書

年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

申請者の団体名、会長名及び住所等

校 区 名 _____ 校区 _____ クラブ名 _____

会 長 名 _____

電話番号 (自宅) _____ (携帯) _____

住 所 福岡市 _____ 区 _____

老人クラブ活動事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------|--|-------------|
| 1 | 補助事業名 | 老人クラブ活動事業 | |
| 2 | 補助事業の実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 3 | 補助事業の実施状況 | ア 補助事業経費収支計算書
イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等 | |
| 4 | 補助金の交付決定額と精算額 | ア 補助金の交付決定額
イ 補助金の既交付額
ウ 補助金の精算額 | 円
円
円 |

年度 活動事業実績調書

1. 収支決算

(1) 収入の部

区 分	内 容	金 額
繰 越 金	前年度 (年度) からの繰入	(ア) 円
会 費		(イ) 円
市 補 助 金	福岡市老人クラブ活動事業補助金	(ウ) 57,600円
その他 ※助成金(上記以外の市補助金や町内会からの助成金など)、寄付金、利息収入など	内容を記載してください	(エ) 円
合 計		(ア+イ+ウ+エ) ① 円

(2) 支出の部

区 分	金 額
補 助 対 象 経 費	(A) 円
補助の対象とならない経費	(B) 円
繰 越 金	(C) 円
合 計	(A+B+C) ② 円

2. 活動事業実績

社会奉仕活動・生きがいを高める活動・健康増進活動や、活動を話し合った会議等について記載してください（補助対象外の活動は記載しないでください）。

時 期	活 動 事 業 名	参加実人数※
4月		人
5月		人
6月		人
7月		人
8月		人
9月		人
10月		人
11月		人
12月		人
1月		人
2月		人
3月		人

※参加実人数は、活動ごとの参加人数を合計した人数（＝延べ人数）ではありません。同じ月に同じ方が複数の活動に参加したときは、参加実人数は1人として数えます。

年度老人クラブ活動事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付の老人クラブ活動事業実績報告書により 年度老人クラブ活動事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業名 老人クラブ活動事業

2 補助確定金額 金 円

3 補助条件

(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

老人クラブ活動費返還通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付の老人クラブ活動事業実績報告書により 年度老人クラブ活動事業補助金の返還額を下記のとおり決定したので、返還してください。

記

- 1 補助事業名

- 2 補助金の返還額
 - ア 補助金の交付決定額
 - イ 補助金の既交付額
 - ウ 補助金の確定額
 - エ 補助金の返還額

- 3 納期限